

○周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領

令和6年8月1日施行

周南市農業委員会非農地とした土地の農地再生に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が、農地法（昭和27年法律第229号）第4条若しくは同法第5条の規定により農地転用（農地（同法第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにするをいう。）を行った土地、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）、周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）若しくは周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第8号）による非農地判断（農地に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。）により現況が農地に該当しないもの（以下「非農地」という。）として非農地通知書若しくは非農地証明書が交付された土地又は同要綱に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地若しくは事務局判断により非農地扱いとした土地（以下これらを「非農地とした土地」という。）を、再び農地とすること（以下「農地再生」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(農地再生する土地の届出)

第2条 非農地とした土地を、再び耕作して農地としている場合には、当該土地の所有者（所有者が死亡した場合におけるその者の推定相続人を含む。以下同じ。）（以下「所有者」という。）又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利により当該土地を利用する者（以下「耕作者」という。）（以下これらを「所有者等」という。）は、耕作再開届（別記様式第1号）により、農地再生する土地（この要領に規定する手続により、再び農地とする土地をいう。以下同じ。）を委員会に届け出るものとする。

2 耕作再開届には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 耕作再開届のあった土地（以下「届出地」という。）の登記事項証明書（耕作再開届提出日前3か月以内に発行された全部事項証明書）
- (2) 届出地の位置図（A4判）

- (3) 届出地の付近見取図（A 4判）
  - (4) 届出地の公図の写し（耕作再開届提出日前3か月以内に発行されたもの）
  - (5) 一筆の土地の一部を農地とする場合は、その区画と面積を示した求積図
  - (6) 現況写真
  - (7) 届出地の登記事項証明書の所有者の住所とこの届の所有者の住所が違う場合は、住民票の写し、戸籍の附票等その経緯を示す書類
  - (8) 所有者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他推定相続人であることを証する書類
  - (9) 届出地が共有地又は未相続地である場合その他所有者が届出地の全ての権利を有していない場合は、届出者（耕作再開届の届出者をいう。以下同じ。）が責任をもって異議のないよう対処する旨の確約書（別記様式第2号）
  - (10) 届出地が遺産分割協議未了地である場合その他届出者と納税管理人が異なる場合は、納税管理人からの同意書
  - (11) 所有者又は耕作者が法人の場合は、法人の定款又は寄附行為の写し
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
- 3 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、耕作再開届を受け付けたときは、農地再生整理簿（別記様式第3号）を作成（次条第2項に規定する提出依頼によるものは除く。）し、農地再生整理簿によりこの要領による事務処理を整理するものとする。

（農地再生する土地の発見）

第3条 委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）並びに事務局の職員は、農地パトロール（周南市農業委員会日常活動としての農地パトロールに関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第3号）第1条及び周南市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）に係る事務処理要領（令和4年4月1日施行）第1条に規定する農地パトロールをいう。）において、農地再生する土地を発見したときは、その旨を委員会に通報するものとする。

2 事務局は、前項の通報を受けたときは、前条に規定する耕作再開届の提出の有無を確認し、未提出の場合には、農地再生整理簿を作成の上、速やかに所有者等に耕作再開届の提出を依頼するものとする。

3 前項の規定は、第1項に規定する者以外の者から農地再生する土地を発見した旨

の通報があった場合も同様とする。

(現地調査等)

第4条 委員会は、第2条に規定する耕作再開届が提出された後速やかに、現地調査(現地に赴いて行う調査をいう。以下同じ。)を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による耕作再開届の提出依頼後3か月を経過しても耕作再開届が提出されていない場合には、現地調査を実施するものとする。

3 現地調査において、調査する土地(以下「調査地」という。)の非農地判断をする委員等(以下「非農地判断担当委員」という。)の指名及び非農地判断の庶務に関することは、周南市農業委員会会長専決規程(令和2年周南市農業委員会規程第2号)第2条第19号の規定により同条第17号の規定の例により行う。

4 現地調査は、非農地判断担当委員に事務局の職員が同行して行うものとする。

5 非農地判断担当委員は、現地調査を行うに当たり、必要に応じて所有者等の立会い又は説明を求めることができる。

6 非農地判断担当委員は、現地を確認し、その結果を現地確認届(別記様式第4号)により事務局に報告するものとする。

(農地台帳の復元等)

第5条 事務局は、前条第6項に規定する現地確認届により、調査地が農地であるとの報告を受けたときは、非農地とした土地を再び農地として、農地台帳(農地法第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。以下同じ。)を復元するものとする。

2 事務局は、前項の規定により農地台帳を復元したときは、周南市の農業振興及び固定資産税賦課を担当する部署その他通知が必要な団体又は機関に対して通知するものとする。

(現地確認通知書・農地復元通知書の交付)

第6条 事務局は、第4条第6項に規定する現地確認届による現地確認の結果(以下「現地確認の結果」という。)及びそれに伴う農地台帳への対応について、次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める事務処理を行うこととする。

(1) 同条第1項の規定により現地調査を実施した場合 現地確認通知書(別記様式第5号)を作成し、届出者に交付するものとする。

(2) 同条第2項の規定により現地調査を実施した場合 調査地が農地であると

の報告を受けたときは、農地復元通知書（別記様式第6号）を作成し、所有者に交付するものとする。

（総会での報告）

第7条 委員会の会長は、現地確認の結果を委員会の総会において報告する。

（その他）

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条、第3条、第4条関係）

耕作再開届

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに  
法人の名称、代表者の職名及び氏名）

電話番号

代理人 資格

住所

氏名

電話番号

下記の土地は、

<input type="checkbox"/> 農地転用
<input type="checkbox"/> 非農地通知書の交付
<input type="checkbox"/> 非農地証明書の交付
<input type="checkbox"/> 非農地扱い

により、現況が農地に該当しないもの

（以下「非農地」という。）としていましたが、\_\_\_\_\_年頃から耕作を再開したので、  
農地として農地台帳を復元されるよう届け出ます。

なお、農地として農地台帳を復元された場合は、農地法（昭和27年法律第229号）  
その他の農地に関する関係法令を遵守します。

（「農地」とは、農地法第2条第1項に規定する農地を、「農地台帳」とは、農地法  
第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。）

記

1 土地

大字	字	地番	登記簿		耕作を再開した農地の状況		
			地目	面積（㎡）	田・畑・樹園地の別	面積（㎡）	栽培作物

2 所有者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名）

電話番号

3 耕作者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名）

電話番号

#### 4 添付書類

- (1) 土地の登記事項証明書（耕作再開届提出日前3か月以内に発行された全部事項証明書）
- (2) 位置図（A4判）
- (3) 付近見取図（A4判）
- (4) 公図の写し（耕作再開届提出日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) 一筆の土地の一部を農地とする場合は、その区画と面積を示した求積図
- (6) 現況写真
- (7) 届出地の登記事項証明書の所有者の住所とこの届の所有者の住所が違う場合は、住民票の写し、戸籍の附票等その経緯を示す書類
- (8) 所有者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他推定相続人であることを証する書類
- (9) 届出地が共有地又は未相続地である場合その他所有者が届出地の全ての権利を有していない場合は、届出者が責任をもって異議のないよう対処する旨の確約書
- (10) 届出地が遺産分割協議未了地である場合その他届出者と納税管理人が異なる場合は、納税管理人からの同意書
- (11) 所有者又は耕作者が法人の場合は、法人の定款又は寄附行為の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

注 法定代理人は、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人は、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

確 約 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所  
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに  
法人の名称、代表者の職名及び氏名）

電話番号

下記の土地について、このたび耕作再開届を行っていますが、現地確認通知書が交付された際は、他の相続人その他の関係者に周知いたします。

また、この件について問題が発生した場合には、責任をもって対処し、周南市農業委員会に一切のご迷惑をおかけしないことを確約いたします。

記

土地の表示

大字	字	地番	登記簿		耕作を再開した農地の状況		
			地目	面積 (㎡)	田・畑・樹園地の別	面積 (㎡)	栽培作物

別記様式第3号（第2条、第3条関係）

農地再生整理簿

作成年月日		年 月 日		整理番号		
土地の所在		周南市				
登記簿	地 目					
	面積(m <sup>2</sup> )					
所 有 者		住所 氏名				
耕 作 者		住所 氏名				
耕作再開届	提出年月日	年 月 日		非農地区分		
	農地 の 状 況	現 況	田 ・ 畑 ・ 樹園地		<input type="checkbox"/> 農地転用 <input type="checkbox"/> 非農地通知書の交付 <input type="checkbox"/> 非農地証明書の交付 <input type="checkbox"/> 非農地扱い	
		面積(m <sup>2</sup> )				
		栽培作物				
農地 再 生 す る 土 地 の 通 報 等	受信年月日	年 月 日				
	受 信 者	職 氏名				
	通 報 者	住所 氏名				
	備 考					
	耕作再開届 の提出依頼	依頼年月日	年 月 日			
提出の有無		有 ・ 無 (3か月以内)				
現 地 調 査 等	調査年月日	年 月 日				
	非農地判断 担当委員	氏名	事務局職員	氏名		
		氏名	課税地目			
		氏名	非農地の日	年 月 日		
非農地区分	<input type="checkbox"/> 農地転用 <input type="checkbox"/> 非農地通知書 <input type="checkbox"/> 非農地証明書 <input type="checkbox"/> その他					
現 地 確 認 届	届出年月日	年 月 日				
	非農地判断	農地である ・ 農地でない				
	確 認 の 結 果	現 況	田 ・ 畑 ・ 樹園地 ・ 農地以外			
		面積(m <sup>2</sup> )				
栽培作物						
台帳復元年月日	年 月 日					
届出者等への通知	<input type="checkbox"/> 現地確認通知書 <input type="checkbox"/> 農地復元通知書 年 月 日交付					

別記様式第4号（第4条、第5条、第6条関係）

## 現 地 確 認 届

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

現地調査により、次の土地は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（ である ではない ）と確認しましたので、報告します。

大字	字	地番	登記簿		耕作再開の確認結果		
			地目	面積（㎡）	田・畑・樹園地・農地以外の別	面積（㎡）	栽培作物

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

周農委第 号

年 月 日

届出者 住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

### 現 地 確 認 通 知 書

年 月 日付けの耕作再開届により届出のあった下記の土地は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」といいます。）と（ 確認しました 認められませんでした ）ので、同法第52条の2第1項に規定する農地台帳を復元（ しました しませんでした ）。

農地については、農地法第3条の権利移動の制限、同法第4条及び第5条の転用の制限その他農地に関する関係法令の規定を遵守してください。

また、農地としたことについては、周南市の農業振興及び固定資産税賦課を所管するする部署に通知しています。

#### 記

大字	字	地番	登記簿		耕作再開の確認結果		
			地目	面積（㎡）	田・畑・樹園地・農地以外の別	面積（㎡）	栽培作物

周農委第 号

年 月 日

所有者 住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

### 農 地 復 元 通 知 書

下記の土地は、（ 農地転用 非農地通知書の交付 非農地証明書の交付 非農地扱い ）により、現況が農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいいます。以下同じ。）に該当しないもの（「非農地」といいます。）になっていましたが、現地調査により、耕作の再開を確認し、農地としましたので、同法第52条の2第1項に規定する農地台帳を復元しました。

農地については、農地法第3条の権利移動の制限、同法第4条及び第5条の転用の制限その他農地に関する関係法令の規定を遵守してください。

また、農地としたことについては、周南市の農業振興及び固定資産税賦課を所管するする部署に通知しています。

#### 記

大字	字	地番	登記簿		耕作再開の確認結果		
			地目	面積（㎡）	田・畑・樹園地の別	面積（㎡）	栽培作物